

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	北谷町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.chatan.jp/yakuba/4/3491.html

執行機関名 北谷町長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	北谷町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年北谷町訓令第11号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第3の項 北谷町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年北谷町訓令第11号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	北谷町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年北谷町訓令第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、平成27年5月28日雇児発第0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について」に基づく事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾患児」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の <u>便宜</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北谷町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年北谷町訓令第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	北谷町小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年北谷町訓令第11号)第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	北谷町小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年北谷町訓令第11号)第6条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	北谷町小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年北谷町訓令第11号)第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報
備考		